

広報

かわうち



9月号

1999
No.312
平成11年8月25日



さくら新聞

川内町・ドイツスポーツ少年団交流 8/6

道路交通法が

改正されました

道路交通法が改正され、チャイルドシート着用の義務化（来年四月一日から）、走行中の携帯電話等の使用制限（今年十一月一日から）などが施行されます。改正内容のあらましをお知らせします。

チャイルドシート着用が 来年四月一日から義務化

このほど道路交通法が改正され、六歳未満の幼児のチャイルドシート着用義務が来年四月一日から施行されることになりました。

チャイルドシートの義務付けは、近年の少子化社会にも関わらず交通事故による幼児の死傷者が急増している実態からみて、欧米諸国で既に一般化されているチャイルドシ

ートの使用を法律で義務付けることにより、その使用率を向上させ、幼児を交通事故による被害から保護しようとするものです。

自動車の運転者は、チャイルドシートを使用しないで六歳未満の幼児を乗車させて自動車を運転してはならないこととされました。着用を怠ったドライバーには、反則点一



点が付加されます。

ただし、次のような場合には、着用義務が免除されます。

（主な免除規定）

- ◎ 疾病、負傷、障害のため、チャイルドシートを使用させることが療養上適当でない場合
- ◎ 座席の構造上チャイルドシートが装着できない場合
- ◎ 多人数の幼児を乗車させるため、幼児全員にチャイルドシートを装着できない場合
- ◎ 運転者以外の者が、授乳、おむつの交換等日常生活上に不可欠な世話をを行うことがで

きない場合

- ◎ バス、タクシー等に幼児を乗車させる場合
- ◎ 応急救護のため医療機関等へ緊急に幼児を搬送する場合

チャイルドシートを着用している場合でも、取付の仕方が不十分であるなど正しく使用されていないと、着用効果はありません。チャイルドシートを正しく着用し、交通事故から子どもを守りましょう。

チャイルドシート 着用の使用上の注意

- チャイルドシートの選択や使用方法を誤ると、効力がなればかりか逆に事故時の被害を大きくする可能性もあります。次の点にご注意ください。
- ① **チャイルドシートの選択**
 - 子どもの体格に合うものを選ぶ。
 - 実際に車のシートに装着してみて、ぐらついたりすべつ

安全な チャイルドシート選びの ポイント



- ① 背もたれは、座った子どもの頭を越える高さがあるか。
- ② 横の衝撃から頭部を保護するクッション（サイドサポート）は十分な深さがあるか。
- ③ ベルトの位置や仕組みは、首に巻きついたりしないか。バックルの差し込みはゆるんだりしないか。
- ④ 座面が高いものは重心が高くなり、不安定になりがち。
- ⑤ シートの底面積が大きい方が安定しやすい。

“車に乗ったらシートベルト” 大人も必ず着用しましょう

昨年、交通事故で亡くなった人は9,211人。なかでも自動車乗車中の死者が3,972人と最も多く、全死者数の4割以上を占めています。



そのうちシートベルトを着用していなかった人はおよそ65%にのぼり、シートベルトをつけていれば助かったと思われる事故が数多く見受けられます。シートベルトの必要性について、もう一度、考えてみましょう。

- (1) **衝突力はビルからの落下と同じ**
自動車がつつかったときの衝突力は極めて大きく、例えば時速60kmで走っている車が壁にぶつかったとすると、その衝撃は高さ約14m（ビルの4階の高さ）から落ちたときと同じです。
- (2) **車外に投げ出されることも**
シートベルトを着用していないと、衝突の勢いでフロントガラスに激突したり車外に放り出されたりすることもあります。シートベルトの着用には、このような被害をより小さくする効果のほか、正しい運転姿勢を保つことで視界が広がり、安全運転ができるなど事故防止の効果も期待できます。
- (3) **乗る人全員が必ず着用**
シートベルトはあなたを守る命綱です。「車に乗ったらシートベルト」を合い言葉に、前席、後席にかかわらず、車に乗る人は全員が必ず着用するように習慣づけることが大切です。
- (4) **正しい着用こそが命を守る**
シートベルトは正しく着用しなければ十分な効果を発揮できません。
①腰骨を巻くように ②ベルトはよじれないよう、首にかからないように
③シートを倒さず深く腰掛けるようにして着用してください。
- (5) **シートベルトあってこそそのエアバック**
車にエアバックが装着されていても油断は禁物です。エアバックは、シートベルトが正しく着用されていなければ、その効力を発揮できません。

- ② **座席への取付**
●チャイルドシートとのベルト取付位置を子どもの体格に合うように調整し、車のシートベルトで正しく固定する。
●助手席にエアバック装置のある車の場合、チャイルドシートは後部座席に取りつける。
やむをえず助手席で使用するときは、座席を一番後ろまで下げ、必ず前向きに取り付ける。
- ③ **着用の際の確認**
子どもをチャイルドシート

携帯電話等の制限は、 今年十一月一日から



今回の道路交通法の改正により、走行中の携帯電話等の使用についても制限されるこ

とになり、今年十一月一日から施行されます。最近、携帯電話やカーナビゲーション装置の急速な普及に伴い、これらに係る交通事故が急増していますが、自動車または原動機付自転車を運転する場合には、当該自動車等が停止している場合を除

き、携帯電話等を通話のために使用し、または、カーナビゲーション装置等に表示された画像を注視してはならないこととされました。ただし、ハンズフリー装置を併用して携帯電話等を使用する場合や疾病者の救護又は、公共の安全の維持のため自動車の走行中に緊急やむを得ず携帯電話等を使用する場合は、規制の対象外となります。

なお、この制限に違反して、道路上における交通の危険を生じさせた者に対しては、現行の安全運転義務違反と同じように違反点一点と反則金（大型車一万二千元、普通車九千元、二輪車七千元、原付車六千元）が科せられます。このほか、今回の法改正では、運転免許を現に受けている者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、その課程の区分ごとに、施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、当該教育が一定の基準に適合している旨の認定を受けることができることとされました。



川内町飲料水施設の 水質検査について

川内町では、常に水質基準に適合した水道水を供給するため、水質検査や施設全般について適切な維持管理を行っております。

水（地下水）は生きています。絶えず流れていく水の

一部を井戸から汲みあげているわけですから、常に同じ水質であるとは限りません。環境の変化にも微妙に影響を受けます。水質検査を行うことにより、水質の変化を知ることができます。

(別表1)

検査項目	水道法による水質基準
一般細菌 (個/ml)	100以下
大腸菌群	検出されないこと
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	10以下
鉄 (mg/l)	0.3以下
マンガン (mg/l)	0.05以下
塩素イオン (mg/l)	200以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) (mg/l)	10以下
PH値	5.8~8.6
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度 (度)	5以下
濁度 (度)	2以下

(別表2)

	施設名
簡易水道	川上地区簡易水道
	東谷地区簡易水道
	西谷地区簡易水道
	狩場地区簡易水道
	土谷地区簡易水道
	松瀬川地区簡易水道
横灘団地簡易水道	
条例水道	鳥の子地区飲料水供給施設
	蔵元地区飲料水供給施設
	落出地区共同給水施設
	大平・成地区飲料水供給施設

水質検査は、水道法や県条例の定めるところにより、定期及び臨時に行うことが義務づけられており、簡易水道については、毎月、条例水道については、隔月に水質検査を行い、水道法に規定された要件を備え、水質基準に適合した水道水を各家庭に供給しております。

検査項目は、各水源ごとに十二項目(別表一)について



毎月一回検査し、年一回は基準項目全四十六項目について検査しております。

水質検査の結果、異常を認めたとときは、その原因を調査探究し、適切な処置を講じて改めて水質検査を行い、水道水の管理に万全を期してまいります。

現在、町内の水道施設は、簡易水道七カ所、条例水道四カ所(別表二)あり、七月の水質検査の結果は、水道法による水質検査に適合しています。

忘れて
いませんか？
地域振興券



三月二十五日から交付・使用がスタートした地域振興券は、七月末日現在で交付率が九十五%、利用率(業者換金済分)八十五・九%となっております。

交付対象者で、まだ地域振興券の交付を受けていない方は、役場総務課(☎966・2222)で交付を受けてください。**交付・使用期限は、九月末日**ですので、交付申請が遅れると、使用期間が短くなります。

なお、すでに地域振興券の交付を受けている方も、九月末日までに、町内の特定事業者の店舗で使用してください。

9月のイベント情報

心の健康づくり 講演会

～頭の寝たきを治そう～

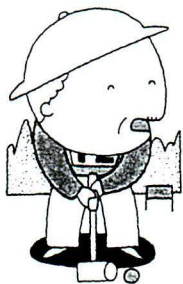
□日 時 9月4日(土)
午後6時～ 健康相談など
午後7時30分～ 講演

□場 所 中央公民館大ホール

□内 容 ・健康相談(血圧測定、体脂肪率測定、
介護相談)
・講演(入場無料)
「ボケは防げる、治せる」

講師 浜松医科大学講師・臨床心理士
エイジングライフ研究所副所長
高槻 絹子 先生

●主催 川内町 ●後援 川内町保健衛生実践会

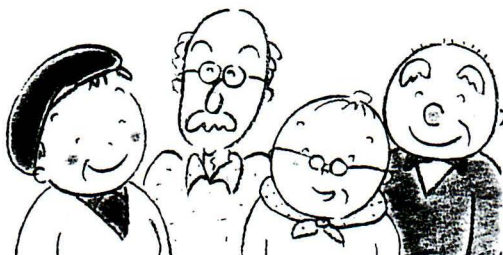


第10回 公民館交流 三世代 クローカー大会

□日 時 9月5日(日)
午前8時30分～ 開会式
午前9時00分～ 試合開始
※小雨決行

□場 所 ふれあい広場

第30回 老人福祉大会



□日 時 9月15日(水)
受付 午前8時10分～午前9時00分
開会式 午前9時00分

□場 所 川内町中央公民館大ホール

□主 催 川内町



年の途中で 土地(家屋)の 売買があった場合は?

Q 私は、平成十年十一月に自己所有地の売買契約を締結し、平成十一年三月には買主への所有権移転登記を済ませました。平成十一年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A 平成十一年度の固定資産税は、あなたに課税されます。地方税法の規定により、土地については賦課期日(毎年一月一日)現在、土地登記簿に所有者として登

記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することになります。なお、売主と買主の間で固定資産税を月割按分して負担する場合は、月数計算の始期(例えば、一月一日または四月一日等)については、固定資産税は年税であるため特に定められているものではありません。(家屋の売

買があった場合も同様の取り扱いとなります。)



地域振興券使用状況 (7月末日現在)

飲食業 865千円 1.6%	運送業 751千円 1.4%
サービス業 2,054千円 3.8%	その他 49千円 0.1%

小売業 93.1%
50,322千円

使用済額
54,041千円
使用率
85.9%
(業者換金分)



「要介護認定」の 申請受付が 10月1日からはじまります!

来年四月一日から開始されます介護保険制度のサービスを利用するためには、申請をして介護が必要な状態（要介護状態または要支援状態）であると判定する「要介護認定」を受ける必要があります。

現在、介護が必要な状態では、なんらかのサービスを受けていて今後もサービスを受けたい方や、今後サービスを受けたい方は、介護保険制度が始まるまでに認定を受けておき、制度開始とともにスムーズにサービスを受けられるよう事前認定を受けてください。川内町では、十月より申請が集中することを避けるため、公民館単位の地区割りでの申請を受け付けます。ご協力をお願いいたします。詳しくは、福祉課福祉係までお問い合わせください。

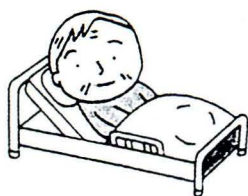
【参照】
町広報の介護保険特集五月号の「要介護認定と要支援認定」、七月号の「要介護度のめやすとサービス」についてもご覧ください。

要介護認定を受け付ける公民館の順番

申請月	申請を受け付ける公民館名
10月	河之内、井内、滑川、土谷の各公民館の方々
11月	則之内東、則之内西の各公民館の方々
12月	前松瀬川、奥松瀬川、横灘団地、北方東、北方西の各公民館の方々
1月	町西、町東の各公民館の方々
2月	南方東、南方西の各公民館の方々

要介護(要支援)状態とは?

●要介護状態



身体上や精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的動作の全部または一部について、6カ月以上継続して常時介護が必要と見込まれる状態。

一部について、6カ月以上継続して常時介護が必要と見込まれる状態。

●要支援状態

身体上や精神上の障害があるために、6カ月以上継続して日常生活を営むのに支障がある状態。



※ 現在、病院に入院や、老人保健施設に入所されている方は、入院や入所前の住所地扱いで申請をお願いします。
※ 申請を受け付ける時期が過ぎて、介護が必要な状態となった方は順次申請を受け付けますのでお申し出ください。
※ 申請書は、役場福祉課に備え付けますが、現在サービスを提供している次の所にも置いてあります。（在宅支援センター、社会福祉協議会、デイサービスセンター、えぐも、特別養護老人ホームガラヤ荘、愛媛十全医療学院附属病院）



忘れていませんか!
保険料納付

国民年金保険料は、忘れずに期限内に納めましょう!

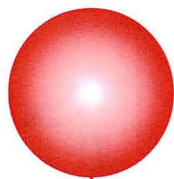
国民年金は、世代と世代の助け合いの制度です

国民年金制度は、国民みんなが加入して若い世代が、年金世代を支える仕組みになっています。

私たちが納める保険料が今のお年寄りの生活を支え、私たちが年老いたときには、次の世代の人たちが納める保険料によって支えられる、国民全体の支え合いの制度です。

あなたとあなたの家族にとって大切な保険料です

保険料を納められると、将来受ける老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によ



国保への加入・脱退と 保険税

加入したときの保険税

保険税は国保の被保険者になった月の分から納めるのであって、国保に加入の届け出を出したときからではありません。したがって加入の届け出が遅れた場合、保険税は被保険者になった時点までさかのぼって納めなければなりません。



延長保育を 始めました！

川内保育園では、6月1日より延長保育を始めました。

延長保育時間は、平日の午後6時から午後7時30分までです。午後6時前までは、居残り保育のお子さんとともに保育します。その後、軽食を食べ、延長保育担当の保母が保育します。

延長保育料など詳しいことは、川内保育園（☎966・2288）までお問い合わせください。

例えば
こんなとき



会社をやめたのは5月だけど、国保の加入の届け出をしたのは9月。

加入の届け出が遅れると、加入資格が発生した月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

●5月に会社をやめて9月に国保の加入の届け出をした場合

5月	6月	7月	8月	9月
国保加入資格発生	医療費の全額を自己負担			国保加入の届け出

↑ 保険税は5月までさかのぼって納める ↓

- 加入する日（国保の資格が発生する日）
- 他の市区町村から転入してきた日（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 職場の健康保険などをやめた日（退職日の翌日）
- 子どもが生まれた日
- 生活保護を受けなくなった日

脱退したときの保険税
他の健康保険に入ったとき、国保をやるめる届け出をしないと、知らずに保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

例えば
こんなとき



職場の健康保険に加入したが、国保をやめる届け出をしていないため手元にまだ国保の保険証があり、うっかりそれを持って診療を受けてしまった。

国保が負担した医療費はあとで返していただくことになります。

● やめる日（国保の資格がなくなる日）

- 他の市区町村へ転出した日の翌日、またはその日
- 職場の健康保険などへ加入した日の翌日
- 死亡した日の翌日
- 生活保護を受けはじめた日

● 保険税の納付は

世帯主の義務

世帯主本人が職場の健康保険などに加入している場合でも、世帯内に国保の被保険者がいる場合は保険税納付の義務は世帯主にあります。

あんしん



ては受けられなくなったりします。

また、万一の事故や病気などで障害者になってしまったときに支払われる障害基礎年金や、不幸にも亡くなられたときに支払われる遺族基礎年金を受けることができなくなる恐れがあります。

あなたとあなたの家族に大切な保険料納付です。忘れずに納めましょう。

【年金に関する問い合わせ先】

役場福祉課年金係

☎ 966・22223



スポーツ トピックス

- [1部男子]
 - 優勝 南方東部公民館
 - 準優勝 前松瀬川公民館
- [1部女子]
 - 優勝 南方東部公民館
 - 準優勝 南方西部公民館
- [2部男子]
 - 優勝 則之内東公民館
 - 準優勝 北方東部公民館
- [2部女子]
 - 優勝 町東部公民館
 - 準優勝 北方東部公民館

★ 川上スポーツ少年団 バレーボール部 四国大会で第3位 ★

県大会第3位の川上スポーツ少年団バレーボール部が7月24日・25日、香川県の観音寺市立総合体育館で行われた第14回四国バレーボール小学生大会に出場。

四国大会でも健闘し、第3位に入賞しました。



★ 川上スポーツ少年団ソフト ボール部全国大会出場 ★



県大会準優勝の川上スポーツ少年団ソフトボール部は、8月6・7・8日、滋賀県守山市民球場で行われた第13回全日本小学生男女ソフト

ボール大会に2年連続で出場しました。

全国大会では、初戦、ベスト松原（大阪代表）と対戦。

立ち上がりに相手に3点先制され、2回に1点返すも、3対1で惜敗しました。



★ 公民館交流 バレーボール大会 ★

7月18日、公民館交流バレーボール大会が勤労者体育センター（1部）、川上小学校体育館（2



部）で開催されました。

試合の結果は、次のとおりです。



医王寺十七夜

8/7

▶大勢の子どもたちで
にぎわいました



七夕まつり（川内保育園）7/17





～ 剣道大会試合結果 (川内町関係分) ～

【個人】

- 小学生低学年の部
第3位 今西 一征 (川内剣道会A)

【団体】

- 小学生高学年の部
準優勝 川内剣道会A
- 中学生男子の部
準優勝 川内剣道会A

★川内町軟式野球大会★

8月14・15日、川内中学校グラウンドで軟式野球大会が開催されました。

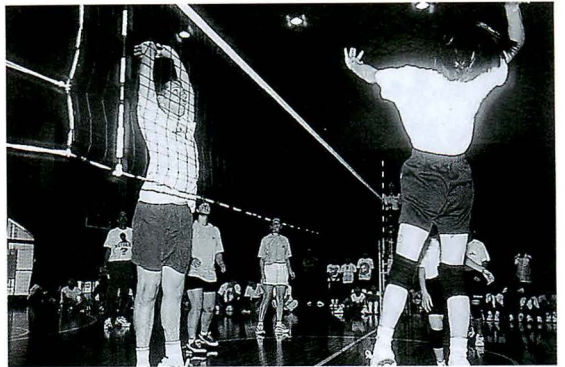
炎天下での熱戦の結果は次のとおりです。



優勝 KANSAI
準優勝 地球防衛軍

最高殊勲選手賞 酒井 政明 (KANSAI)
 優秀選手賞 石崎 崇仁 (KANSAI)
 敢闘賞 岩瀬 大輔 (地球防衛軍)

★少年球技大会★



8月7日、川内中学校体育館で第26回少年球技大会が開催されました。

今年は、ドイツのスポーツ少年団員の飛び入り参加で、大いに盛り上がりました。

8チームがレクリエーションバレーボールで競い合った結果は次のとおりです。

優勝 北方合同チーム
 準優勝 南方東部チーム



★少年剣道大会★

8月8日、第14回川内町少年剣道大会が川内中学校体育館で開催されました。

熱戦の試合結果は次のとおりです。



ぐずついた天気にもかかわらず、訪れた人は、うなぎや魚のつかみ取り、ビール・ジュースの早飲み競争などに挑戦していました。



天神商店会まつり 8/7



▲3年に1度の「医王寺十七夜」。暗闇に浮かび上がる「入船行事」は幻想的です。



木次町 交流



スポーツ少年団交流

7月24・25・26日の3日間、川内町のスポーツ少年団が木次町をたずねました。

開会式の後、おろち湯ったり館で、疲れをとり、それぞれの民泊先で木次町スポーツ少年団員の家族と交流しました。

翌日は、ソフトボール、軽スポーツ、プールなどを木次町スポーツ少年団員といっしょに楽しみ、交流を深めました。



中学生交流

7月28・29日、木次町より木次中学生29人が川内町を訪れました。

川内中学校で行われた歓迎会、生徒会交流、スポーツ交流で親睦を深めた後、ふるさと交流館「さくらの湯」で疲れをとり、夕食会でさらに交流を深めました。

2日間の交流で、すっかり仲よくなった生徒たちは、最後の閉会式では惜別の思いでいっぱいのような様子でした。



愛媛夏季大学

7月24日、逸見晴恵さん（故逸見政孝夫人）をお招きして、愛媛夏季大学が中央公民館大ホールで開催されました。

「家族の絆」

と題した講演では、夫の故逸見政孝氏のエピソードを交えながら、自らの思い、家族の思いを切々と語っていました。

サマースクール



まずは、ボドレーチエエク

小児生活習慣病予防を目的としたサマースクールが今年も、7月26・27日、8月19日に開催されました。

夏休みを利用し、自分たちの生活習慣を見直そうと、参加した子どもたちは、真剣に運動や食事について学んでいました。

同和教育研究大会

8月8日、中央公民館で、第22回川内町同和教育研究大会が開催されました。

大会では、小・中学生による人権作文発表の後、野村高校教諭・繁樹義一さんの人権コンサートや「人は人によりて人となる」と題した井上昌俊さん（㈱アイモク会長）の講演がありました。





川内町・ドイツ スポーツ少年団 交流

点描

8月6日～8日、ドイツのスポーツ少年団員10人が川内町を訪れました。

ドイツのスポーツ少年団員は、ホームステイをしながら、剣道や和太鼓の指導を受けたり、民泊家庭といっしょに祭りなどに参加して、交流を深めました。



← 長杖で「悪病退散」をしてもらう。提婆だいばの



和太鼓の指導を受けるドイツスポーツ少年団員



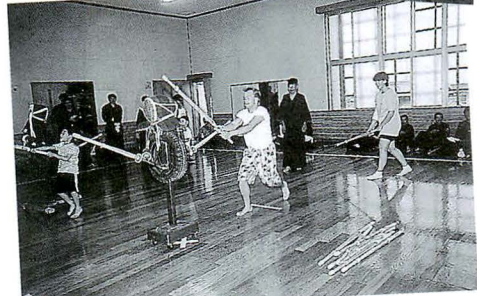
▲ 町長表敬訪問



◀ 民泊家庭といもたきで交流
(雨のため、中央公民館でいもたき)



◀ 少年球技大会に
飛び入り参加



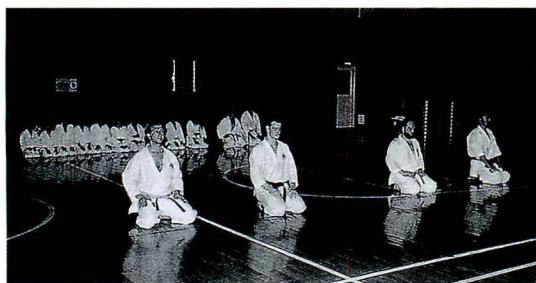
◀ “筋のいい”と誉めて
もらった剣道の打ちこみ



◀ 予定にはなかった
柔道交流試合



川中吹奏楽部の演奏する曲
(ドイツの曲)に踊り出す
団員



スイス選手のその所作は、日本人以上に日本人らしく感じられました

スイスの空手選手と合同練習

八月三日、勤労者体育センターでスイスから空手の世界大会（岐阜県にて開催）出場のため来日中の三人の選手を迎え、練習会が行われました。

みんなのひろば

みんなの広場に登場していただく方を募集しています。「この人」「満一歳おめでとう」などのほか身近な話題、情報を役場総務課広報係まで一報ください。

☎966・2222（代）

●●● 婦人会から ●●●

◎第3回桜学級

…頭の寝たきを治そう…心の健康づくり講演会に参加します。

日時 9月4日(土) 午後7時30分

場所 中央公民館大ホール

演題 「ボケは防げる、治せる」

講師 浜松医科大学 高槻絹子先生

お話を拝聴して、「ボケません私の老後」にいたしましょうよ。お誘い合わせて御参加ください。

◎廃油石けんづくり講習

9月中旬ごろ。日程が決まり次第、お知らせします。健康センターの駐車場でいきます。とても簡単です。どなたでもいらっしゃってください。(ゴム手袋・長そで・ズボンでいらっしゃってください)

◎9月EMボカシづくり

9月26日(日) 午後7時30分

中央公民館大ホールで行います。ゴミ減量にあわせ、秋の野菜づくりに利用して、健康づくりに役立ててください。

練習会でスイス選手は、子どもたちにまじって基本の型に真摯に取り組んでいました。俊敏な身のこなしから繰り出す拳と蹴りの音、そして気合いのこもった声が静寂の体育館に響き、練習が終わる頃には、道着も汗でぐっしよりと湿っていました。



気合いの入った練習に取り組むスイス選手

文芸

表川吟社八月例会報

池川 鯛谷 選

燕の巣立ちしあとの林しさよ	あじさいや社の森のコンサート	紫陽花の色とりどりに咲き乱れ	合飲の花もてあそびいる少女かな	向日葵と背くらべする子伸びあがり	夏山や雲影動く笹ヶ原	足を組むサンダルの人素足なり	夕暮に蚊柱のたつ田ん圃道	蚊を追いて一途になりし夫の顔	向日葵と背くらべする子伸びあがり	あたふたと蟹のまどへる磯の穴	打ち寄せる波音そこや崖の百合	有名な講師に期待夏期講座	紫陽花や昔を語る庵ひとつ	千光寺の石割松や蟬の声	老農の一徹にをり稲の花	夏料理古都の銘菜も添へてあり	夾竹桃咲きほこりをり爆心地	落人の里はこの奥鳥威
池川 鯛谷	加藤 君	相原 初子	和田 準	領家 世津	池川 笑弥	渡部 五月	宮崎 越路	野中 加寿	菅野 美代	宇和川悠起	菅野 美代	渡部 崇樹	大下 典子	樋口 史子	菅野 美岬	田中 笹子	渡部てるみ	戒能 多喜

満1歳

おめでとう!



齊院之木

近藤 ^{ゆきこ} 有希子 ちゃん
(9月5日生)

お兄ちゃんたちと一緒に元気に大きくなあれ!!

(父・母より)



横灘団地3

吉田 ^{ののか} 野の花 ちゃん
(9月29日生)

やさしく、元気な子に育ってね。

(父・母より)

来月号は、10月生まれの満1歳児を募集します。9月5日までに役場総務課広報係まで写真とコメントをお寄せください。



空手

●問い合わせ先●

渡部 哲典

☎ 966-5950

毎週火曜日と土曜日の午後六時から八時の二時間、勤労者体育センターで空手の練習をしています。
道場からは今年も、渡部一秀君（横灘団地一区、済美平成中三年）と渡部哲典さん（下沖）の二人が八月六日・七日の世界大会と同時に開催された全国大会へ出場し、渡部一秀君が型の部で第六位、渡部哲典さんが団体組手の部標準優勝の成績を残しました。

いきいき活動

バドミントン教室 参加者募集



- 期間 9月11日～11月27日（毎週土曜日）
 - 時間 午後7時30分～10時00分
 - 場所 川内中学校体育館
 - 対象者 大人・子ども・男女問いません
 - 参加費 1,000円
 - 申込締切 9月10日
- ※小・中学生は送迎のできる方

●申込・問い合わせ先●
川内町体育協会
☎ 966-4721

川柳もづく吟社八月例会報

喜撰亭 選

共白髪までと仲人酒を注ぐ

平岡 深舟

白壁の上にとっしり鬼瓦

渡部佐久良

白エプロン家事万端が見えてくる

高岡 紫温

災害へ少しばかりの見舞金

篠森美登里

紋白蝶キャベツ畑で舞いを舞い

菅野 美雪

白面では言えないことで酒を呑む

岡本 武士

火事見舞い何はともあれとんで行く

都築登貴子

床の間に貴婦人みたい白いバラ

松岡 義国

一言の失言一寸座が白け

高瀬喜撰亭

十月句会御案内

日時 十月二日（土） 午後七時三十分より

場所 中央公民館
宿題 御興・みのり（実り・稔り）月
どなたでも気軽にご参加ください。

INFORMATION

募集

愛媛県くらしの リポーター募集

□応募資格

県内在住の満20歳以上の方
(平成11年4月1日現在)
で、消費生活に関する諸問
題に関心のある方(ただし、
県職員及び県のモニター等
を除く)

□活動内容

●消費生活に関する地域住
民の声を収集し、はがき
で毎月2回報告

●研修会等への出席など

□募集期限

平成11年9月20日(月)

□募集人員

川内町1名

(県下全域150名)

□応募方法

所定の申込書に必要事項を

記入のうえ、松山地方局県
民生活課に申し込む

□任 期

平成11年11月1日から平成
13年10月31日まで(2年)

□謝 礼

月額5,000円以内

□申込み・問い合わせ先

〒790・8502 松山
市北持田町132 松山地
方局県民生活課(☎94
6・3700)

男女共同参画地域 学習会の開催募集

□募集内容

各種団体、企業等が地域で
実施する会議、集会等に
あわせて、男女共同参画に
造詣の深い講師を派遣するもの

□募集数

15

□経費負担

派遣講師の謝金及び旅費に

ついては、えひめ女性財団
が負担

□募集期限

平成12年2月29日(火)まで

□申込み・問い合わせ先

松山市一番町4-4-2
愛媛県庁内(助)えひめ女性財
団(☎934・5111)



週間・月間

9月は、「障害者雇 用促進月間」です

一人でも多くの障害者が働
く職場を得て社会参加ができ
ますよう、事業主をはじめ関

係者の皆様方のご理解とご協
力をお願いします。

□問い合わせ先

ハローワーク松山(松山公
共職業安定所) ☎932・
1010(内線74・21)

9月・10月は「自動車点 検整備推進運動」重点期間

運輸省及び、四国運輸局で
は、関係団体協力のもと「平
成11年度自動車点検整備推進
運動」を9月、10月の2カ月
間、重点期間として実施しま
す。

相談

高齢者の人権問題に 関する12時間電話相談

□日 時

9月30日(木)午前9時から
午後9時まで

□電話番号(フリーダイヤル)

0120・025・550

□相談内容

高齢者の扶養、介護、独居、

社会参加等高齢者の人権問
題に関するあらゆる相談
(無料・秘密厳守)

□相談担当者

弁護士や僧侶、教育者等多
種の経験をもつ人権擁護委
員、法務局職員

いじめ・なやみ等の 教育相談

□日 時

毎週月・火・水・金曜日
午前8時30分～午後5時

□場 所

中央公民館 2階
教育相談室

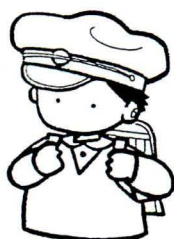
□内 容

いじめ・登校拒否等教育上
の悩みについて、本人また
は保護者・関係者からの相
談

□相談員

渡部良温教育相談員が相談
に応じます。(相談無料・
秘密厳守)

■電話相談
☎966-6150



もよおし

平成11年度地方消費者講座

9月22日(水)

午後1時から午後4時

場所

松前町文化センター(伊予郡松前町筒井633 松前町役場に隣接)

内容

講演「税関行政と知的所
有権侵害物品(コピー商
品)の概要について」

講師 松山税関支署

統括審査官 藤山 宏先生

講演「省エネ住宅の需給
動向と将来の見通し」

講師 愛媛セキスイハイム
(株)の職員

問い合わせ先

参加ご希望の方は、次のと
ころまで、ご連絡ください。

参加料は、無料です。

松山地方局県民生活課

担当 五十嵐、松田

(☎946・3700)

秋の花フェスティバル

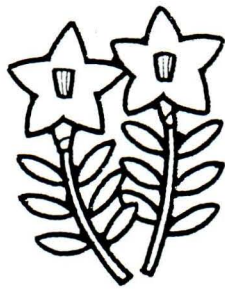
10月1日(金)~10月2日(土)

場所

愛媛県花き総合指導センタ
ー(☎964・5867)

内容

花き展など各種展示会、花
の種・ポット苗プレゼン
ト、花と緑の相談コーナー、
ふるさと市・バザー、フラ
ワーオークションなど



愛媛大学公開講座
市民のためのインターネット

9月20日・21日・22日・24日

午後1時~午後4時

場所

愛媛大学法文学部コンピュ
ータールーム(第2実験室)

内容

コンピュータの初心者の方

を対象に、インターネット
の使い方からホームページ
の作り方までを体験・学習
する。

定員・受講料

20名(受講料6、500円
テキスト代を含む)

受付期間

9月10日(金)まで

講師

愛媛大学法文学部総合政策
学科教授ほか

申込み・問い合わせ先

申込み方法等詳しくこと
は、〒790・8577
松山市文京町3 愛媛大学
法文学部学務係(☎92
7・9220)

平成11年度米穀販売業新
規登録(後期)申請手続き

愛媛県内で新たに計画流通
米の販売(卸売業・小売業)
を行おうとする場合には、愛
媛県知事の登録を受ける必要

がありま

がありま

登録を受けようとする方は
平成11年9月15日から同年10
月31日までに申請手続きをし
てください。

申請窓口

県内小売業

松山地方局産業経済部農政
課(☎941・1111)

卸売業・県外小売業

農林水産部農産園芸課食糧
係(☎941・2111)

簡易裁判所民事手続
案内テレホンサービス

松山簡易裁判所では、簡易
裁判所の民事手続についての
電話またはファックスによる
案内サービス(民事手続の一
般的な案内、訴訟・調停・支
払督促に関する各案内・即決
和解及び公示催告に関する案
内)を、開始しました。

このシステムを利用するこ
とにより、裁判所に足を運ぶ
ことなく、誰でも、いつでも、
どこからでも、夜間、休日
を問わず24時間利用できます。
お気軽にご利用ください。
(☎941・0520
(電話・FAX共通番号)

9月ごみの収集日

清掃センター 電話 966-4989

1.もえるごみ

収集曜日	収集地域	収集変更日又は収集休止日
毎 月・木	東谷・西谷 土谷・滑川・奥松瀬川 天神(山田団地を除く)	9月23日(木)は 9月24日(金)に収集
毎 火・金	北方東・北方西 南方東・南方西	変更なし
毎 水・土	町西・町東(天神を除く) 山田団地・横瀬団地・前松瀬川	9月15日(水)は 9月16日(木)に収集

2.もえないごみ・粗大ごみ

収集地域	ガラス・空ビン類	空き缶等金物類	粗大ごみ
東谷・西谷 土谷・滑川・奥松瀬川 天神(山田団地を除く)	9月13日(月)	9月27日(月)	9月20日(月)
北方東・北方西 南方東・南方西	9月14日(火)	9月28日(火)	9月21日(火)
町西・町東(天神を除く) 山田団地・横瀬団地 前松瀬川	9月8日(水)	9月22日(水)	9月22日(水)

9月健康情報

●健康センター ☎966-2191



9/1~9/30 ガン制圧月間

生活見直し若いうち
壮年からはがん検診

乳幼児健診

○子育て教室

日時 9月7日(火)
午前9時30分~12時
場所 健康センター2階
対象児 平成9年4~6月生まれの幼児とその保護者
(2歳3ヵ月~5ヵ月児)
内容 1)「元気な歯をつくろう」・ブラッシング指導
講師 歯科衛生士
2) 手作りおやつ試食
持参品 母子健康手帳、アンケート(事前に送付します)、
歯ブラシ、コップ、タオル

○歯科検診

日時 9月22日(水)
受付 午前9時~11時
午後1時~3時
場所 健康センター2階
対象児 1歳~就学前の幼児
内容 歯科検診、フッ素・サホライド塗布、ブラッシング指導
持参品 母子健康手帳、歯ブラシ、
タオル
料金 1人200円

○三歳児健康診査

日時 9月28日(火)
受付 午後1時~2時
場所 健康センター2階
対象児 平成8年1月~3月生まれの幼児

予防接種

	日時	対象児と注意事項
三種混合	9月1日(水) 午後2時~3時	3ヵ月~7歳6ヵ月の者。 *百日ぜきにかかったことのある方は二種混合(ジフテリア、破傷風)を受付で申し出て、受けてください。
ツ反	9月14日(火) 午後2時~3時	3ヵ月~4歳の者 *2日後ツベルクリン反応判定を行います。 *接種後の入浴は控えてください。
BCG	9月16日(木) 午後2時~3時	3ヵ月~4歳の者 *ツベルクリン反応判定を行い、陰性の者のみBCGを接種します。
麻疹	9月29日(水) 午後2時~3時	1歳~7歳6ヵ月の者 *原則として麻疹接種後に受けてください。

○場所 健康センター 2階

○持参品 母子健康手帳・予防接種手帳・体温計

内容 (3歳6ヵ月~8ヵ月児)
身体計測、小児科診察、
歯科診察、保健指導(栄養・歯科)
持参品 母子健康手帳、アンケート(事前に送付します)

○乳幼児相談

日時 毎週水曜日
午前9時~12時
場所 健康センター1階
内容 身体計測、育児相談
持参品 母子健康手帳

健康相談

○健康相談・栄養相談

血圧測定、尿検査を行っています。
健康に関することはお気軽にご相談ください。
日時 毎週水曜日
午前9時~12時
場所 健康センター 1階
運動指導室

○こころの健康相談

精神的に不安定だったり、お年寄りの痴呆等の相談をお受けしています。
日時 9月14日(火)
午前9時~12時
場所 健康センター及び家庭訪問
(注) 予約制ですので、事前に保健婦まで御連絡ください。

リハビリ

理学療法士による機能回復の訓練を行っています。

日時 毎週水曜日 午後1時~3時
場所 ガリラヤ荘
(注) 申し込みが必要ですので、保健婦まで御連絡ください。

結果報告会

8月26日に実施した基本健診、女性健診の結果を個別にお返しします。

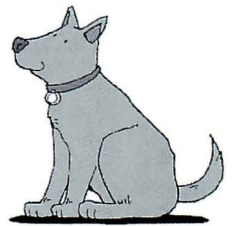
日時 9月21日(火)
受付 午後1時30分~3時
場所 健康センター 2階
持参品 健康手帳(ない方は当日さしあげます)

がん検診

日時 9月30日(木)
受付 午前7時30分~9時
場所 永野集会所
検診内容 胃、大腸
検診料金 胃...800円、大腸...500円

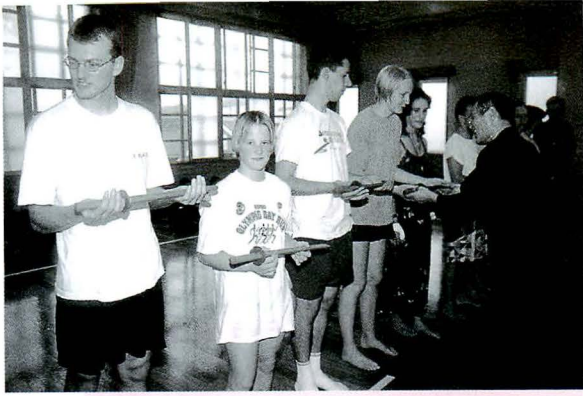
不用犬・野犬引き取り

日時 毎週月曜日
午前8時30分~10時
場所 健康センター
持参品 印鑑、登録をしている犬は鑑札、
予防接種済票



9月の当番医 (診療時間: 午前8時30分~午後5時30分)

日	当番医	住所	電話
5日(日)	愛媛十全医療学院付属病院	川内町南方	966-5011
12日(日)	増田整形外科	松山市南梅本町	970-2020
15日(祝)	岸本医院	川内町北方	966-5670
19日(日)	国立療養所愛媛病院	重信町横河原	964-2411
23日(祝)	泉内科	川内町南方	966-2226
26日(日)	中川病院	松山市南梅本町	976-7811



表紙の写真

8月7日、ドイツスポーツ少年団員は、剣道体験の後、町の花「さくら」でつくった木刀（製作者・桐山高義氏）を川内剣道会からプレゼントされました。

Photo



町の動き (8月1日現在)

人口	11,181人	(± 0人)
男	5,297人	(+ 2人)
女	5,884人	(- 2人)
世帯数	3,806戸	(+ 3戸)

戸籍の窓

(7月受付分・敬称略)

☆お誕生おめでとうございます

住所	保護者	名前	生年月日
茶 堂	土居 丈二	かみ天 ゆゆ 弓	6.27
小 坂	渡部 洋幸	しり ひろ 洋	6.28
茶 堂	一橋 忍	りく 陸	6.29
上 砂	阿部 嘉範	のぶ 信	7. 6
板 戸	日野 和明	まゆ 由子	7.13
茶 堂	八木 宏憲	あま 美里	7.20

★ごめい福をお祈りいたします

住所	氏名	年齢	死亡日	世帯主
上 砂	村尾ハルキ	91	6.30	村尾 周三
河之内音田	藤井 健男	74	7. 6	藤井 健男
間 屋	近藤 忠男	91	7.10	近藤 忠男
中之町	渡部ハツ子	86	7.15	渡部 隆成
河之内音田	佐伯 恵	50	7.15	佐伯 福八
森	松木 愛子	83	7.26	松木 正紀

交通事故の発生状況

平成11年8月10日現在

	本年	昨年比
発生	823	+ 17
死者	11	+ 6
傷者	987	- 6

(松山南警察署管内)

- 県下の死亡事故増加率、全国ワースト1
- 死者増加率59.4%は、近年にない異常な数値
- よく見る・止まる・徐行する・そしてベルト

編集/川内町総務課

〒791-0393 愛媛県温泉郡川内町大字南方286番地

TEL (089) 966-2222

印刷/アマノ印刷

健康パトロールカー
“ひまわり”

昭和四十五年にお目見えした健康パトロールカー“ひまわり”の写真です。

今は夏の健診も終わりましたが、この“ひまわり”も当時、健診、健康相談、新生児訪問などで町内各所を回り、すっかり保健衛生の“顔”になっていました。今の健康指導車の二代前の雄姿です。そのレトロなボディを覚えている人も多のでは…。

なつかしの写真を募集しています！
役場総務課広報係までご連絡ください。
お待ちしております。

編集後記

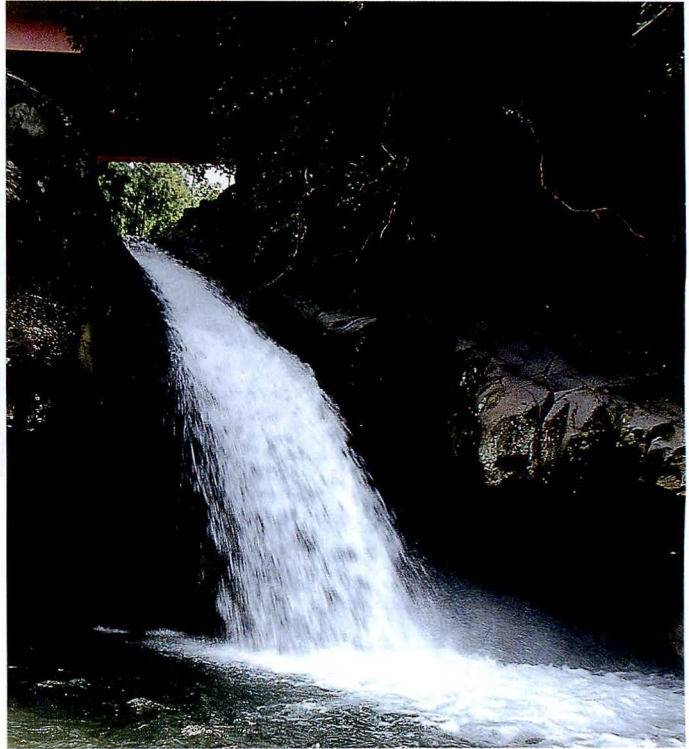
この夏、スイスやドイツの人たちが相次いで川内町を訪れた。

取材をする中で、ことばに四苦八苦するのはもちろんですが、その国のことをあまり知らない自分に気がついた。アメリカのことなら、大統領の名前や大リーグの話題、映画の話題などすぐ出てくるのに…。

訪問団が嵐のごとく去っていった後、つくづくアメリカナイズした日本(自分)を痛感した。



清水橋



窪野淵

河之内の惣河内神社・金毘羅寺を過ぎ、カーブを曲ってすぐのところにある清水橋の、ちょうどその下にこの「窪野淵」があります。大きな岩が長い年月、水の浸食によってえぐられたのだろうか、まるですべり台のようになっている、そこを水がすべり落ちている。川いっぱいの流れていた水が、この「窪野淵」の

岩上でまとまり、ごう音とともに落水する様はなんとも壮観で、見るものを圧倒する。

この「窪野淵」は、走っている車からはまったく見えず、うっかり通り過ぎてしまいそうですが、残暑厳しい日など、ちよつとのぞいてみてはいかがでしょうか。

上から見た「窪野淵」

